

地域包括支援センター の役割について

自立支援協議会
暮らし部会資料

R5.12.5

基幹地域包括支援センター
包括支援課長 花本洋子



地域包括支援センターの業務

令和5年度 事業業務委託仕様書より

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種ของทีมアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。（介護保険法第115条の46第1項）
 主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

1

総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

- 介護サービス
- ボランティア
- ヘルスサービス
- 成年後見制度
- 地域権利擁護
- 民生委員
- 医療サービス
- 虐待防止
- 介護相談員

2

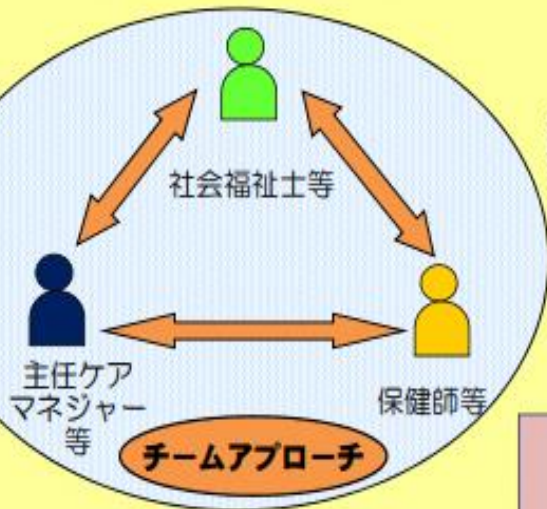
権利擁護業務

・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

3

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言



介護予防支援

要支援者に対するケアプラン作成
 ※ケアマネ事業所への委託が可能

介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者（旧特定高齢者）に対する介護予防ケアプランの作成など

- : 包括的支援事業（地域支援事業の一部）
- : 介護予防支援（保険給付の対象）

4

- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・一般介護予防事業
- ・認知症施策関連事業
- ・地域ケア会議推進事業
- ・家族介護者支援事業
- ・寄り添い支援活動事業（絆のあんしんネットワーク）



1 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、包括業務の入口、業務を展開するための基盤

- ① 介護、福祉、医療、施設入所、介護予防等に関する相談に対し、電話、面接、訪問等により総合的に応じる。
- ② 介護保険の申請代行その他利用の支援
- ③ 介護福祉機器展示、使用方法の相談・助言
- ④ 介護保険外サービスの取次ぎ及び調査、適正な制度活用
- ⑤ 地域の社会資源把握と有効活用
- ⑥ 様々な機会を捉えての支援センター周知活動

救急医療情報キット



シルバーカー



見守りキーホルダ・シール



実態把握訪問の様子→

3年に1回、要介護認定等を受けていない高齢者を全戸訪問し、支援が必要な高齢者の早期発見につなげる



例えば、こんな時は、ホウカツへご相談ください

- 介護者(親)が高齢になり、介護者にも何らかの支援が必要になってきた
 - ・加齢や疾病により、ADL・IADLが低下し、支援が必要な様子
 - ・介護は必要ではないが、閉じこもりがちで孤立している様子
 - ・もの忘れが出てきた様子
 - ・障がい者(子)の世話・介護や家事が十分にできていない様子
 - ・これまでできていた利用料の支払いを忘れるようになってきた
 - ・経済的に困窮している様子
 - ・障がい者(当事者)が65歳に到達するため、介護保険サービスへ移行
などなど...

相談を勧めるだけでは、なかなかご本人が動かない場合もあります。
ぜひ、関係機関の皆様からお繋ぎくださると、スムーズです。

2 権利擁護業務

(1) 高齢者虐待の防止及び対応

身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)や、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者の早期介入・対応・養護者支援

(2) 在宅生活の継続困難な高齢者支援

加齢や認知症等より判断能力が衰えた高齢者本人の支援⇒日常生活の金銭管理等の困難⇒ライフラインの中断や家賃・介護サービス料の滞納、アルコール、ギャンブル依存、多重債務、医療受診中断、服薬管理困難、ゴミ屋敷、引きこもり、近隣者とのトラブル等々…

(3) 消費者被害の防止及び支援

「押し売り」「悪質な通販」「オレオレ詐欺」「悪質業者とリフォームの契約」等で財産を失わないように、警察署と協力して注意喚起、消費生活センターへのつなぎ、伴走支援。

(4) 成年後見制度等の周知及び利用支援

精神疾患や認知症の悪化などにより自分の日常の金銭管理ができない場合は、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業、高齢者あんしん生活支援事業等のフォーマルな制度へのつなぎ支援。



例えば、こんな時は、ホウカツへご相談ください

○介護者(高齢者)の権利が侵害されている、または備えたいと思っている

- ・家族・親族から何らかの虐待や搾取を受けている様子がある
- ・セルフケアができなくなっている(食事、通院、整容、家事、各種手続等)
- ・ライフラインが止まっている
- ・自宅に見慣れない布団や浄水器などが届いている
- ・よくわからずに通信販売や訪問販売の契約をしている
- ・介護者自身の老いじたくや、親亡き後の相談をしたいと希望している

相談を勧めるだけでは、なかなかご本人が動かない場合もあります。
ぜひ、関係機関の皆様からお繋ぎくださると、スムーズです。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができ、個々の高齢者の変化に応じた支援ができるよう、**ケアマネジャー(※)等からの個別相談、支援困難事例への助言・支援、多職種連携・協働による継続ケアの支援**等を行う。

※ケアマネジャー(ケアマネ):介護保険サービスを利用する際にケアプランを立てる介護サービスチームの中心的存在

- ① ケアマネ業務の円滑な実施のため、ケアマネ向けの研修や情報交換を行う場の提供
- ② ケアマネの個別相談に応じ、多面的な視点でケアマネ自らが問題解決ができるよう後方支援。
- ③ 支援困難事例の対応。必要に応じケースカンファに同席又はホウカツの持つネットワークを活用し、関係機関との連絡調整を行うことで問題解決が図れる環境を作る。



例えば、こんな時は、ホウカツへご相談ください

高齢者にケアマネジャーがついているが、サービスが不十分、介護以外の生活課題が解決されていない、ケアマネジャーとうまく連携できない など

地域包括ケアシステムの構築に向けたホウカツの役割

厚生労働省では2025年を目途に、住み慣れた自宅で最後まで生活ができるように、市区町村と医療機関、地域の活動、民間企業などが連携して、介護や医療、住まい、生活支援のサービスを一体的に提供できるシステムを作ると提唱している。

少子化 労働力人口の減少 高齢者の増加

要介護者や認知症者の増加・社会保障費の増(保険料負担増)

将来

- ◎どのように若年世代の負担を減らし、社会保障制度を守るの？
- ◎どのように高齢者の健康寿命を延ばし、社会保障費を抑制させるの？

地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り“住み慣れた地域での生活を継続する”ことができるよう、地域の社会資源をフルに活用し備える仕組み

4 ホウカツの地域づくりとネットワーク構築

・在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の連携のための情報交換や会議の開催

・生活支援体制整備事業

住み慣れた区域内で、高齢者等住民自らも担い手となった支え合いの仕組みづくり

・一般介護予防事業

・認知症施策関連事業

地域の課題を住民と関係機関がともに共有し、解決に向けた取組を行うための会議の開催

・地域ケア会議推進事業

・家族介護者支援事業

高齢者が孤立しないよう、地域の見守り・支え合いの関係づくりをできるよう、住民や関係機関、多様な協力機関による見守りネットワークの構築

・寄り添い支援活動事業
(絆のあんしんネットワーク)

障がい者の関係機関・団体の皆様とも、ネットワーク構築やともに課題を解決するための連携を今後とも宜しくお願いいたします。